

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	美幌町国民年金関連事務評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

美幌町は、国民年金に関する事務における特定個人情報の取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

### 特記事項

国民年金関連事務では、事務の一部を外部委託先事業者に委託しているが、委託先による情報の不正な利用等への対策として、業務処理委託契約に個人情報の保護及び取扱いに関する事項を規定している。

## 評価実施機関名

美幌町長

## 公表日

令和6年7月19日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民年金関連事務
②事務の概要	<ul style="list-style-type: none"><li>・国民年金法等に基づき、届書の受理・報告、裁定請求の受理、事実の審査、保険料免除、学生納付特例事務等の法定受託事務を行う。</li><li>・国民年金法(昭和34年法律第141号)による年金に関する給付若しくは一時金支給、保険料その他徴収金の徴収、基金の設立の認可又は加入員の資格取得又は喪失に関する事項の届出に関する事務で個人番号を用いる。</li></ul>
③システムの名称	国民年金システム、住民記録システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
国民年金情報ファイル、住民基本台帳ファイル、宛名・納付情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"><li>・番号法第9条第1項及び別表第一第31項</li><li>・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条の2</li><li>・国民年金法第12条</li></ul>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第二 [情報照会] なし [情報提供] 別表第二 項(48, 50, 107, 111, 112, 117)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	美幌町町民生活部戸籍保険課
②所属長の役職名	戸籍保険課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	美幌町(総務部総務課) 網走郡美幌町字東2条北2丁目25番地 0152-73-1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	美幌町(総務部総務課) 網走郡美幌町字東2条北2丁目25番地 0152-73-1111

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年6月30日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年6月30日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年7月1日	4-①	未定	実施する。	事後	
令和3年7月9日	I-5-①	美幌町民生部環境生活グループ	美幌町町民生活部戸籍保険課	事後	機構改革
令和3年7月9日	I-5-②	環境生活主幹 渡邊 靖行	戸籍保険課長	事後	人事異動
令和3年7月9日	I-7 請求先	美幌町(総務部総務グループ)	美幌町(総務部総務課)	事後	機構改革
令和3年7月9日	I-8 連絡先	美幌町(総務部総務グループ)	美幌町(総務部総務課)	事後	機構改革
令和3年7月9日	II-1 いつ時点の計数か	平成31年1月1日時点	令和3年6月30日時点	事後	
令和3年7月9日	II-2 いつ時点の計数か	平成31年1月1日時点	令和3年6月30日時点	事後	
令和4年7月21日	I-3 法令上の根拠	・番号法第9条第1項及び別表第一第31項 ・国民年金法第12条	・番号法第9条第1項及び別表第一第31項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条の2 ・国民年金法第12条	事後	
令和4年7月21日	I-4-② 法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第二 [情報照会] なし [情報提供] 別表第二第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(49, 51, 52, 53, 54, 64, 65, 68, 75, 85)	番号法第19条第8号及び別表第二 [情報照会] なし [情報提供] 別表第二 項(48, 50, 107, 111, 112, 117)	事後	
令和4年7月21日	II-1 いつ時点の計数か	令和3年6月30日時点	令和4年6月30日時点	事後	
令和4年7月21日	II-2 いつ時点の計数か	令和3年6月30日時点	令和4年6月30日時点	事後	
令和5年7月21日	II-1 いつ時点の計数か	令和4年6月30日時点	令和5年6月30日時点	事後	
令和5年7月21日	II-2 いつ時点の計数か	令和4年6月30日時点	令和5年6月30日時点	事後	
令和6年7月19日	II-1 いつ時点の計数か	令和5年6月30日時点	令和6年6月30日時点	事後	
令和6年7月19日	II-2 いつ時点の計数か	令和5年6月30日時点	令和6年6月30日時点	事後	